

東京国際映画祭実行委員会

規約

(設置)

- 第1条 本会は、公益財団法人ユニジャパン定款の第9章第53条に基づき、理事会の決議を得て設置する。
2 本会は、毎回時の映画祭終了後、理事会の承認を得て解散する。

(名称)

- 第2条 本会は、東京国際映画祭実行委員会と称する。

(目的)

- 第3条 本会は、財団定款第4条（公益目的事業）の（1）に基づき行われる東京国際映画祭の事業を実施、遂行する。

(事務所)

- 第4条 本会は、事務所を東京中央区に置く。

(委員)

- 第5条 委員は、映画祭に関係する団体・企業等の役職者、官公庁担当部門、学識経験者のうちから理事長が理事会の同意を得て委嘱する。

(委員長)

- 第6条 本会に委員長を置く。委員長は本会を代表し、業務を統括する。
2 委員長は理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
3 委員長を補佐するために、本会に副委員長をおくことができるものとし、委員長が委員会の同意を得てこれを委嘱する。

(フェスティバル・ディレクター)

- 第7条 本会に東京国際映画祭の実施に関わる企画の立案、制作および指揮にあたるフェスティバル・ディレクターを置く。

(顧問)

- 第8条 本会に顧問、特別顧問を置くことができる。
2 顧問、特別顧問は委員長が委嘱する。

(委員会)

- 第9条 本会の重用事項を決定するため、随時委員より構成する委員会を開催する。
2 委員会は委員長が招集し、会議の議長は委員長を原則とする。

(専門委員会・部会)

- 第10条 必要により委員及び有識者で構成する専門委員会または作業部会を設けることができる。

(事務局)

- 第11条 委員会の事務局をユニジャパンに置く。
2 事務局長は原則としてユニジャパン事務局長が兼務する。

(会計)

第12条 本会の運営に要するすべての経費は、財団の会計から充当する。

(補足)

第13条 この規約が定める以上の運営に関わる必要な事項は、委員長が定める。

平成 22 年 7 月 1 日 一部改定

平成 25 年 4 月 1 日 一部改定

平成 27 年 4 月 1 日 一部改定

平成 29 年 3 月 10 日 一部改定